



共通課題に係る環境省等における検討・取組



1. 良好な環境の創出

「良好な環境の創出」(仮称)のコンセプト(案)

(コンセプト)

- 大気・水・土壌の質、生物多様性、景観や人の快適さなどの観点から、総合的に「良好な環境」を保全・再生・創出し、その価値を評価・発信し、持続可能な利用を推進する施策を進める。
- これにより、地域活性化などの諸問題の同時解決、国民のWell-beingの向上に貢献することを目的とする。

(1) 良好な環境とは
以下の構成要素の総体として、人に様々な恩恵をもたらす環境

- ・ 良好な質の水・大気・土壌
- ・ 豊かな自然、生物多様性
- ・ 美しい景観
- ・ 良好な感覚環境(音、香り、星空等)

(2) 良好な環境の創出により期待される効果

- ・ 人が得る快適さ、リラックス効果、ストレス軽減効果(心の健康度の改善)、住環境・子育て環境の改善
- ・ 地域活性化
 - ・ 地域の産業での利活用(観光業、農林水産業、地場産業など)
 - ・ 観光客、関係人口、人口の増加、人と人のつながりの回復
 - ・ 地域アイデンティティ(地域らしさ、地域愛、歴史・文化の継承)
- ・ 生物の生息環境の改善、生物多様性、生態系サービス(水質浄化等)
- ・ 以上の効果を総合して、人々のwell-being・幸福度の向上



水辺の保全活動



干潟のトビハゼ



藻場



国立天文台から見る星空

(取組の方向性)

- ネイチャーポジティブに向けた水・土壌・大気環境における生物多様性保全の強化
- 身近な生活圏における水・自然環境の保全、質の改善、再生、創出
- 「良好な環境」の価値・効果の評価・発信、持続可能な利用の推進 など

「良好な環境の創出」（仮称）のコンセプト（案）

良好な環境の創出の取組により地域の諸問題を同時解決・Well-beingを向上

良好な環境の創出（価値の再発見、保全、活用も）

清澄な水・空気 地域の歴史・文化の音 快適さ 星空 100選（名水・音・かおり）
 豊かな食（漁業・酒造等） 生物多様性 保全象徴種（干潟のトビハゼ） 干潟の保全 水辺の保全 ストレス軽減

諸問題の同時解決

地域活性化 観光資源の創出
 関係人口の増加 居住人口の増加 孤独・孤立化の解消
 旅行者（訪問者）の増加 人と人とのゆるいつながり

**Well-being
の向上**



水辺の保全活動



干潟のトビハゼ



国立天文台
から見る星空

2. 媒体横断的な課題への対処

持続可能な窒素管理

- ▶ 世界における反応性窒素の生産量増大（プラネタリバウンダリを超過）、それによる環境汚染、健康被害や世界的な食糧危機の懸念
- ▶ UNEA5.2決議（2022.3）：各国は持続可能な窒素管理に関する行動計画（アクションプラン）を策定し、2030年及びそれ以降の窒素排出の大幅削減に向け、各国の政策加速を推奨

施策を実施しなかった場合に想定される状況

- 世界的な食料危機（食糧の高騰）
- 世界的かつ不可逆的な水質・土壌汚染の発生
- 富栄養化・貧酸素化による生物種の減少
- N_2O による高い温室効果、PM2.5・光化学オキシダント等による健康影響

便 益

- 価格が急騰する肥料の効率的な利用と食料安全保障
- 肥料生成に使われる天然ガス使用量の削減

世界的な目標

- 持続可能な窒素管理システムの構築（不可逆的な環境変化の防止）
- 世界的な窒素排出量の大幅な削減

プラスチック汚染対策について：国際動向

- 海洋プラスチックごみの削減は国際的な重要課題。2019年のG20大阪サミットでは、「[大阪ブルー・オーシャン・ビジョン](#)」に合意。現在、87の国と地域が共有。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）では、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、[政府間交渉委員会（INC※）の設置](#)を決議。[2024年末までに作業完了](#)を目指す。

※Intergovernmental Negotiating Committee

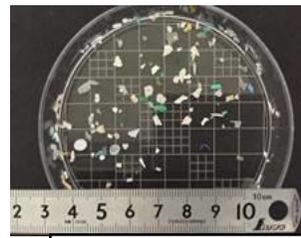
プラスチック汚染による影響

- ・ 人体への影響
- ・ 環境（水域（海洋・河川、陸域、大気）への影響
- ・ 社会経済影響
(UNEP/PP/INC.1/7より)



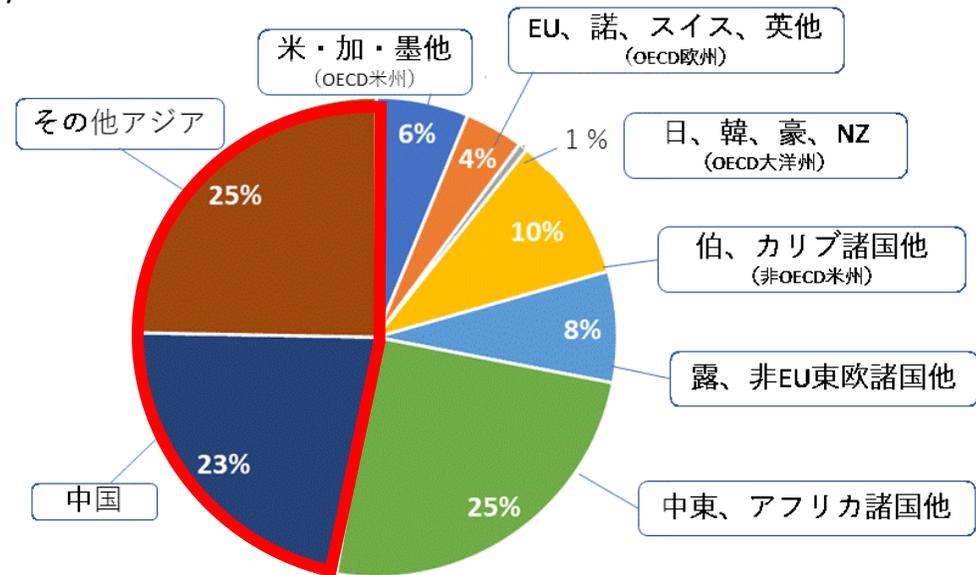
長崎県対馬市

- ・ 添加剤や、海洋中の[マイクロプラスチック](#)（5 mm以下の微細なプラスチック）が生態系に及ぼす影響も懸念されている



微細なプラスチック片

2019年 環境中（水域・陸域）へのマクロプラスチック流出
マクロプラスチック約1,940万t（参考：マイクロプラスチック約270万トン。計約2,200万トン）



- ・ [アジアが主要な排出地域](#)（マイクロプラスチックにおいても4割がアジア（その他アジア21%、中18%）次いで、OECD米州18%、OECD欧州13%）
- ・ [多量排出国を含む全ての国が参加する枠組み](#)を目指す

プラスチック汚染に関する条約交渉について

会合について

- 2022年11月28日～12月2日、ウルグアイ プンタ・デル・エステにおいて、**政府間交渉委員会第1回会合（INC1）**が開催された。
- 約160か国から2300人以上（民間、NGOも含む）が参加し、**多くの国が参加する条約に向けた国際的機運の高さが伺えた。**



主な成果

- 議長（ペルー前外相）が選出され、**交渉が正式に開始**された。
- **小野洋 環境省地球環境審議官が、アジア太平洋地域代表の理事候補に指名**され、同地域の代表ステートメントの取りまとめ、域内各国の巻き込み等に尽力した。次回会合にて理事就任予定。
- 各国・地域の発言から、条約策定の方向性や今後の論点が見えてきた。

（概ね一致）

- ・条約の目的は、人の健康、生物多様性及び環境を保護することとすべき。
- ・**世界共通の目標設定**が必要。
- ・**国別行動計画の策定・報告・評価**の仕組み、各国の取組の透明性が重要。
- ・プラスチックの製造から廃棄まで、ライフサイクル全体で取り組むことが重要。科学的知見の集積・共有が重要。

（今後の論点）

- ・プラスチックの製造段階における取組は、世界共通で規制すべきか、各国に委ねるべきか。
- ・能力面・技術面・資金面での支援のあり方・規模（特に途上国が、先進国はより責任を果たすべきと主張）

今後の予定

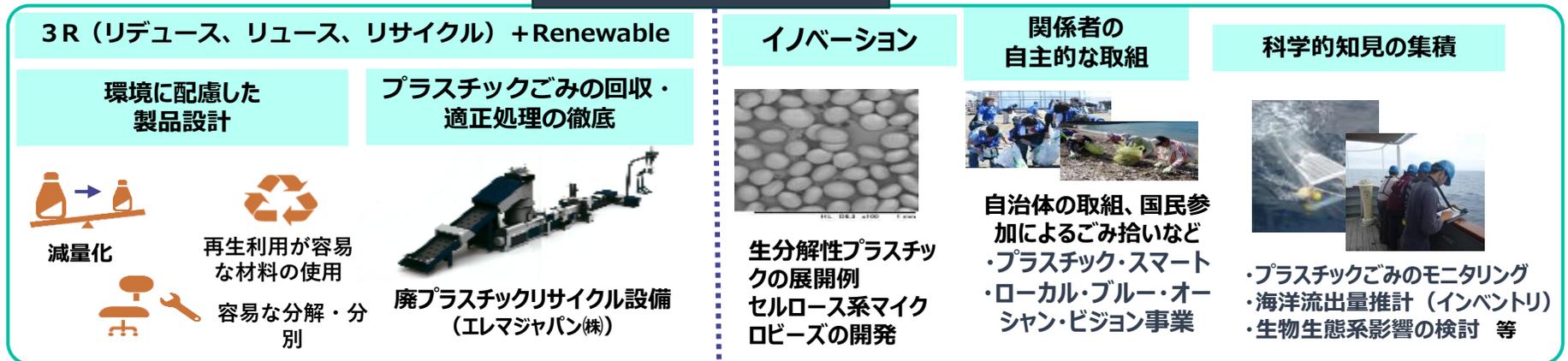
- 次回INC2は、2023年5月22～26日、フランス・パリで開催決定。
- 各国及び様々なステークホルダーは、INC2までに条約に必要な要素について意見書を提出する。

海洋環境を含むプラスチック汚染対策

国内対策

- 2019年5月、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針変更、「プラスチック資源循環戦略」策定。
- 2022年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行。

ライフサイクルアプローチ



国際対応

- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現のためのマリーン・イニシアティブを設立し、途上国における廃棄物管理人材の育成 (2025年までに1万人を目標) を含む能力構築及びインフラ整備等の支援を表明。
- ASEAN各国を中心とした**国別行動計画の策定支援**
- 調和化された手法の導入を含む**海洋ごみモニタリング能力の強化**、海洋ごみの分布等の**科学的知見の収集**
- 大臣級を含む二国間での政策対話を通じて協力関係を構築
- 東アジア・ASEAN経済研究センター**の下に「海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター」を設置
- バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約等、**関連する各種国際条約との連携**

PFASに係る環境省の専門家会議設置について

- **PFOS・PFOA**については、過去に生産された泡消火薬剤中に残存。飛行場や基地周辺の河川等で暫定目標値（※）の超過事例が生じ、**近隣住民を中心に関心が高まっている**。

※PFOS・PFOAについては、**水質の暫定目標値（50ng/l）**を設定。自治体に対して、目標値を超過した水の飲用を避けるなどばく露防止等の実施を周知。

- 現時点ではPFOS・PFOAの有害性の知見は不十分。WHOや米国等で科学的な議論が行われている。また、類似物質全般（PFAS）への統合的アプローチが議論されている。

- 以上を踏まえて、以下のとおり、**2つの専門家会議を設置する**。

① PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議

⇒ 厚生労働省「水質基準逐次改正検討会」と連携し **PFOS・PFOAに係る水質の目標値等**を検討。

② PFASに対する総合戦略検討専門家会議

⇒ 以下の事項について審議し、**PFASの対応に係る方向性**を取りまとめ。

- ・ 国内外の最新の科学的知見
- ・ 国内における検出状況
- ・ 以上を踏まえた科学的根拠に基づく対応
- ・ 国民への分かりやすい情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 等

3. デジタル技術を活用した環境管理

デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル原則

・全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する5つの原則からなる構造改革のためのデジタル原則を策定。

<p>① デジタル完結・自動化原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面・目視等の義務付けを見直し ・行政内部を含めたデジタル対応を実現 等 	<p>② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクベースで性能等を規定 ・データに基づくEBPMを徹底 等 	<p>③ 官民連携原則</p> <p>公共サービス提供において、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携 等</p>
<p>④ 相互運用性確保原則</p> <p>国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消しシステム間相互運用の確保 等</p>		<p>⑤ 共通基盤利用原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民で広くデジタル共通基盤を利用 ・調達仕様の標準化・共通化を推進 等

デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し

- ・デジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象に、アナログ規制を横断的に見直し、規制・制度のデジタル原則への適合を目指す。
- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、今後の集中改革期間（R4年7月～R7年6月）における以下に関する政府の取組を明示。

- アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ
- アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用
- 法制事務のデジタル化に向けた取組
- デジタル時代にふさわしい政府への転換

【主な取組（抜粋）】

● 7項目※の点検・見直し

規制の類型とデジタル技術の適用度合いのフェーズに基づき横断的に見直し。一括的に見直せる法令を整理し、一括的な法令改正に取り組む。

※目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

● 地方公共団体における取組の支援

全国の地方公共団体においても、アナログ規制の点検・見直しが実施できるよう、見直し手順や地方公共団体による先進的な取組事例などを含むマニュアルを作成・公表。

● テクノロジーマップの整備

デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理したテクノロジーマップを更新し、見直しに活用可能な企業の技術や活用事例の詳細の情報を整理したカタログの試行版を速やかに提示。

- ・各府省庁は、デジタル臨時行政調査会と連携し、一括見直しプランに基づき、規制・制度の見直し等を実施。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し
 - ①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪問覧・縦覧
 - フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化
- ⇒法律に係る一括的な改正については、可能な限り速やかに国会提出を目指す。

令和5年通常国会にデジタル規制改革推進のための 一括法案を提出する方向で検討

検討中の内容

- I 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直しを実現するため、法改正による措置が必要な①書面掲示規制及び②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制についての改正を行うとともに、
- II 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが、自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定める。
 - ・ デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセスに関連する規定を措置
 - ・ 「テクノロジーマップ」等を踏まえ、規制所管省庁や地方公共団体によるデジタル技術の効果的な活用に関連する規定を措置

デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し (大気汚染防止法に基づく定期検査)



PHASE 1

- 法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- 法令等の但し書や認定制度等で定期的検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

PHASE 2

- 新たな規制の在り方の検討
- 現行の規制の合理化
- 民間の技術の積極的な活用

PHASE 3

- 第三者検査の撤廃
- 定期自主検査の撤廃
- 定期調査・測定規制の撤廃
- 検査周期の延長

現状	PHASEが進むことにより期待される成果
PHASE 1	<p>事業者においては、公定法として採用された常時監視測定機器を導入することにより、オンラインを活用した取組が促進され、業務効率化等の生産性向上が期待される。</p> <p>また、都道府県等が当該項目の確認について、オンラインを活用して行えることになれば、ばい煙量等の把握がリアルタイムで可能となり、環境の変化をより正確に把握することが可能となる。</p>
課題※が解決されれば進めることができるPHASE番号	
PHASE 2	

※ 越えるべき課題

- ・常時監視技術が確立されていない物質についても自動測定法が公定法として確立されることが必要。
- ・コスト面においても、既存の公定法とされている自動測定機と同レベルの価格となることが必要。
- デジタル庁において作成中であるテクノロジーマップ等を活用し、**民間の研究・技術開発・参入等の見通しに関する調査等の実施を検討。**
- **条件を満たした物質から、順次、デジタル技術の活用を拡大。**

1. 趣旨

- 公害防止を中心とした環境管理行政は、都道府県や政令市が中心となって法制度の運用を行っているが、厳しい公害防止を経験した熟練職員の退職によるノウハウの喪失、環境管理担当者の人員減、環境行政の優先分野の変化等により、行政のスリム化・効率化が急務となっている。
- 近年、環境管理の分野では、排ガス・排水、騒音等のリアルタイム簡易測定技術等のデジタル技術が開発されており、これらを活用することにより、より効率的な環境管理を実現できる可能性がある。このため、環境省水・大気環境局は、「デジタル環境管理推進検討会」を設置し、デジタル技術を環境管理分野で活用していくに当たっての技術的・法的課題の整理を行うこととする。

2. 検討事項

- 従来、環境管理における排ガス・排水等の測定・点検は、人の介在によるサンプリングや分析によって行われてきたところであるが、リモート技術による連続モニタリングや異常検知の技術等、デジタル技術を用いた人の介在を前提としない手法が徐々に開発され、普及しはじめている。このような状況を踏まえ、デジタル技術の最近の動向等を調査し、これらの技術を環境管理分野で広く活用できるか、技術的・法的課題の整理を行う。

委員名簿

氏名	所属
門上 希和夫	公立大学法人北九州市立大学名誉教授
◎友岡 史仁	日本大学法学部教授
中野 武	大阪大学環境安全研究管理センター招へい教授
長谷川 徳慶	東京都環境局環境改善部計画課長
藤田 陽	香川県環境森林部環境管理課主任
松村 徹	一般社団法人日本環境測定分析協会顧問
山下 善之	東京農工大学大学院工学研究院教授
渡辺 昌之	一般社団法人日本分析機器工業会



【令和5年度予算（案）31百万円（24百万円）】

環境管理行政におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、人が「必要な情報を必要な形で」利用できる、より快適な社会Society5.0時代にふさわしい環境管理行政を実現します。

1. 事業目的

- ・環境管理分野における測定・点検等に係る規制について、デジタル原則への適合を図る。
- ・環境管理法令に係る行政手続をオンライン化し、環境規制を効率化・合理化する。
- ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」を着実に運用する。

2. 事業内容

(1) デジタル環境管理モデル事業の実施

令和3年12月にデジタル臨時行政調査会により策定されたデジタル原則（①デジタル完結・自動化原則）に則り、環境管理分野における人の介在（対面、目視、立入等）を見直す。

このため、工場、事業場の現場において、デジタル技術を用いた環境管理手法の実装に当たった課題や留意点等を検証するデジタル環境管理モデル事業を実施する。

(2) 環境管理法令に係る行政手続のオンライン化

上記デジタル原則に則り、環境管理分野における紙の介在（書面、原本等）を見直す。

このため、各種環境管理法令に基づく届出や報告等の手続を、環境省において導入に向けた準備を進めている「環境法令に係る行政手続のオンライン申請システム」に、各法令で横断的に活用可能で、地方公共団体とも連携して運用可能となるよう配慮して実装し、オンライン化を図る。

(3) 組織整備法の施行状況等調査

組織整備法に係る施行状況等の調査を行い、課題を抽出する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業の成果イメージ

デジタル技術を活かした環境管理の効率化を実現

- 排出事業場の排出状況を遠隔からリアルタイムモニタリングし、管理者による排出・工程管理や行政等との情報共有が効率化
- 環境管理に係る各種行政手続のオンライン化により、申請者及び行政側双方の利便向上（以下イメージ参照）



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 総務課 電話：03-5521-8290

(参考) 環境省の組織

環境省（本省）の組織



大臣官房	人事、法令、予算等の総合調整、広報活動など。各部局の取りまとめ。
環境保健部	公害によって被害を受けた方々の補償。化学物質による健康や生態系への影響を未然に防止。
地域脱炭素推進審議官グループ	地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素を推進。
総合環境政策統括官グループ	環境省の「戦略部門」。環境金融、税制、環境基本計画、環境白書、環境アセスメント等を所管。
地球環境局	気候変動対策について、国内対策から国際交渉まで幅広く所管。フロン対策やクールビズも。
水・大気環境局	大気・水・土壌の汚染、騒音、振動、悪臭などの公害対策。海洋プラスチック問題。
自然環境局	希少動植物の保護や外来動植物対策、国立公園の維持管理、動物の愛護と管理等を所管。
環境再生・資源循環局	除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理、中間貯蔵施設整備・管理。3Rや適正処理推進。